

認知症高齢者等 個人賠償責任保険

岩倉市が契約者となり個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故でご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金の支払いを受けることができます。

(線路内への立ち入り等を原因とする電車の遅延・運休に伴う損害等も補償対象です。)

保険加入対象者

岩倉市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業に事前登録をされた人

受付

事前登録の届出時に申請

補償額

個人賠償責任保険上限1億円

自己負担

なし

事故を起こしてしまったら…

110番、市役所へ連絡してください。

連絡先

岩倉市役所長寿介護課 0587-38-5811

岩倉市役所 0587-66-1111 (代表)

転ばぬ先の
事前登録！



岩倉市認知症高齢者等 見守りSOSネットワーク事業 事前登録について

登録対象者

- 65歳以上の人で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人
(65歳未満の若年性認知症の人も含む)

手続きに必要なもの

- 対象者の胸より上の写真と全身の写真
(L判程度 89mm×127mm)

受付登録窓口

- 岩倉市 福祉部長寿介護課 0587-38-5811
受付時間 9:00~16:00
- 岩倉市地域包括支援センター 0587-38-0303
受付時間 8:30~17:00
- 岩倉市東部地域包括支援センター 0587-96-6553
受付時間 9:00~17:30

岩 倉 市

認知症高齢者等見守り SOSネットワーク事業



岩倉市認知症高齢者等見守り SOSネットワーク事業とは？

認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録しておくことで、**早期発見、事故の防止**につなげる事業です。あわせて、事前登録した人は、「**認知症高齢者等個人賠償責任保険**」の加入ができますので、行方不明になる可能性がある人の事前登録をお願いします。

事前登録
い~わ!



岩倉市PR大使
い~わくん

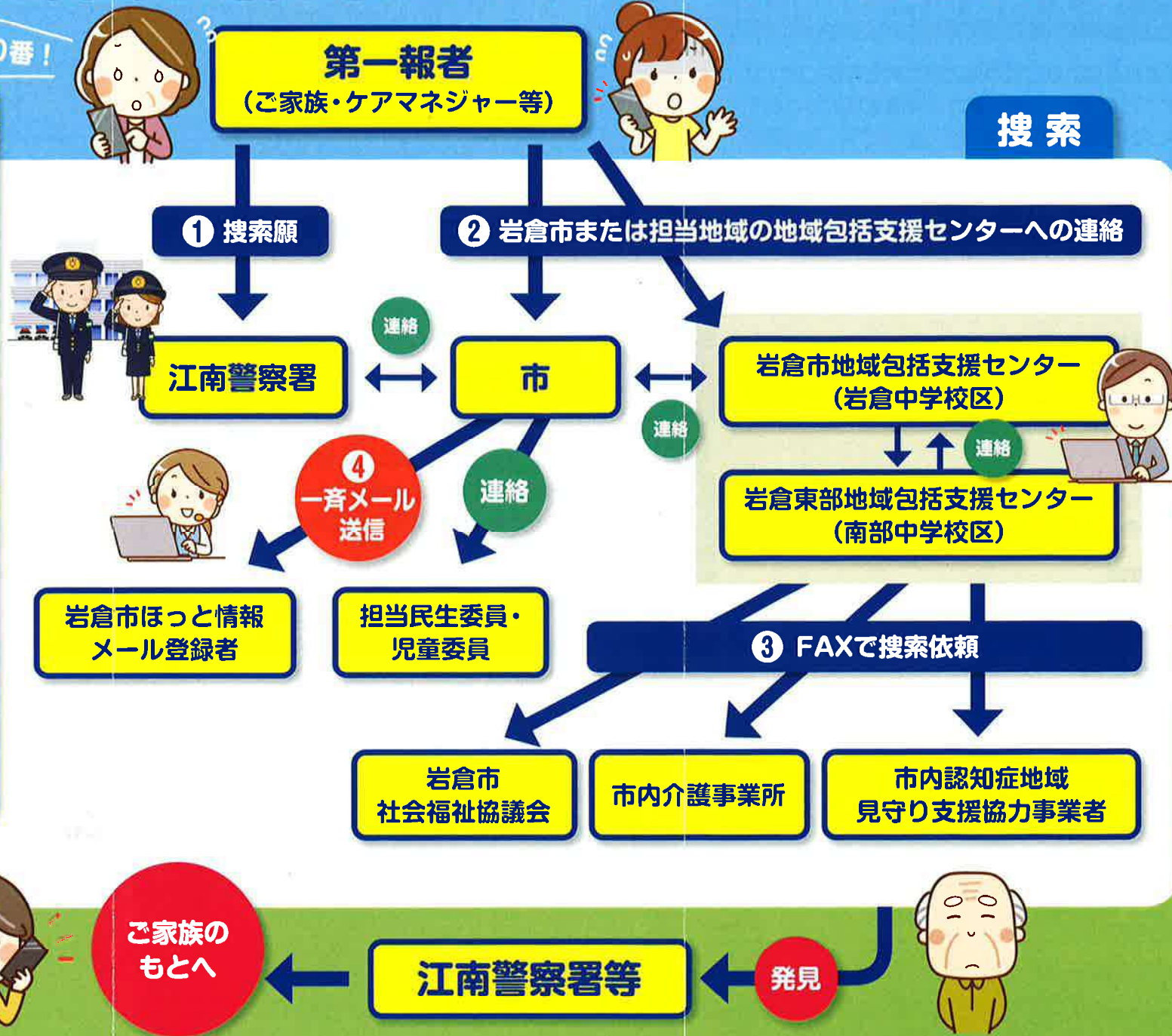
～岩倉市の認知症高齢者等見守りSOSネットワークについて～

通報から 検索までの流れ

- ① 家族などの第一報者から江南警察署(110番)へ捜索願いをする。
- ② 家族などの第一報者から岩倉市または担当地域の地域包括支援センターへ連絡する。
- ③ 地域包括支援センターから長寿介護課や市内事業所など関係機関へ捜索依頼をする。
- ④ 長寿介護課から「岩倉市ほっと情報メール」登録者(事前登録制)へ一斉メール配信する。

※受付時間外の場合は、警察への捜索願による対応を優先とします。

まず110番!



捜索

ご家族のもとへ

江南警察署等

発見